

住宅を購入・建築された人へ マイナンバーカードで住宅ローン控除の確定申告をしませんか

税務署では、「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の電子交付に向けた準備を進めており、居住年が2019年1月1日以降である人のうち、希望者に対しては書面による通知に代えて、電子交付が可能となります。

控除証明書の電子交付を希望する人は、住宅ローン控除の適用初年度の確定申告で、マイナンバーカードを利用してe-Tax（1-タックス：国税電子申告）を行っていただく必要があります。

詳しくは久留米税務署（Tel0942-32-4461）にお問い合わせください。



うきは市癒しの旅先案内人協会企画 森林セラピーとヨガ ～ゆっくり歩く、ゆっくり調える～

- ◇日時 12月15日（日）10時～15時予定 ※小雨決行
（つづら棚田駐車場に10時までに集合）
 - ◆午前中：森林セラピー つづら棚田コース散策
 - ◆午後：ヨガ体験（マットは準備します）
 - ◆ヨガ講師：松本 明子（うきは市癒しの旅先案内人協会）
- ◇参加料 3,000円（森林セラピーガイド料、ヨガ体験料込み）
※お弁当希望の場合はプラス1,000円でご用意できます。
- ◇持参品 昼食、飲み物、タオル、雨具、帽子など
- ◇服装 長袖、長ズボンの動きやすい服装、履き慣れた靴



●予約方法

1週間前までに、うきは市癒しの旅先案内人協会（Tel080-2714-6065）へ予約をお願いします。
※キャンセルは、実施3日前の17時までに必ずご連絡をお願いします。キャンセルが遅れた場合や当日ご参加いただけなかった場合は、キャンセル料が発生しますのでご了承ください。

「第三者行為」により、国民健康保険を使って 治療をされた場合は届け出が必要

○第三者行為とは

第三者（自分以外の人）が原因でけがや病気の治療を受けることになった場合を指します。

主な例として、交通事故がこれにあたります。また、飲食店などの食中毒やけんかなどの傷害事件、他人の飼犬に噛まれた場合などが対象となります。

※自損事故は第三者行為にはなりません、届け出をしてください。なお、飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

○医療費は相手（第三者）が負担

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、過失割合に応じて相手（第三者）が負担します。国民健康保険を使って治療を受けた場合は、一部負担金以外を国民健康保険が一旦支払い、後日、相手に請求することになります。

国民健康保険を使うときは必ず市民生活課国保・年金係へ届け出てください。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 Tel75-4973

